

有田市消防団員等に係る損害賠償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 18 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市規則第22号

有田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

有田市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「拘置されている」の次に「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。